

第2章 税制改正等のお知らせ

令和6年度から適用される主な税制改正

◆ 個人の市県民税

第2章

税制改正等のお知らせ

○ 定額減税の実施（令和6・7年度課税で適用）

令和6年度の税制改正において、令和6年度個人市県民税の定額減税が実施されることになりました。

対象者

令和6年度の個人市県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者
なお、以下に該当する方は定額減税が適用されません。

- ・ 令和6年度の個人市県民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える方
- ・ 個人市県民税均等割のみ課税となる方
- ・ 個人市県民税が非課税の方

定額減税額

1万円（控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき1万円加算）

例：控除対象配偶者と子ども2人を扶養している納税義務者の定額減税額
1万円 + 控除対象配偶者（1万円） + 子ども（1万円×2人） = 4万円

※定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※「控除対象配偶者」とは、納税義務者本人と生計を一にする配偶者のうち、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の方をいいます。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(※)の方がいる場合は、令和7年度分の個人市県民税において1万円の定額減税が行われます。（※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の方）

※「扶養親族」とは、納税義務者本人と生計を一にする扶養親族のうち、合計所得金額が48万円以下の方をいいます。

※扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。令和6年1月1日以後に出生した扶養親族については個人市県民税の定額減税の対象となりません。

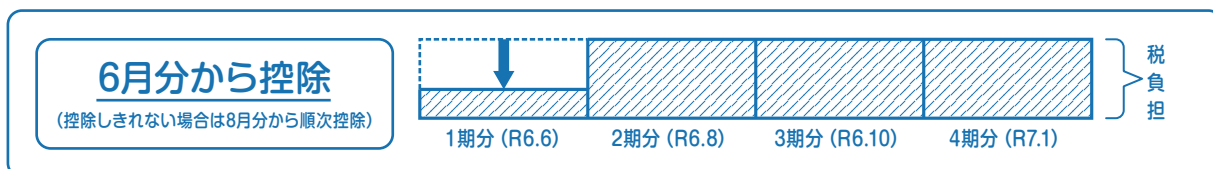
※定額減税は、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。

※ふるさと納税の特例控除額の控除上限額を計算する際に用いる所得割額は、定額減税の特別控除が適用される前（調整控除後）の額です。

主な実施方法

- ・普通徴収（納付書や口座振替等）の場合

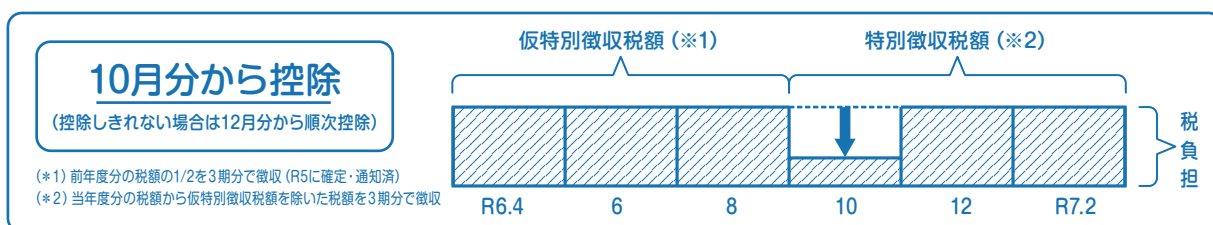
第1期分（令和6年6月分）の税額から定額減税を行い、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から順次控除を行います。



- ・公的年金等の雑所得にかかる特別徴収（年金天引き）の場合

＜令和5年度から引き続き年金天引きとなる方＞

令和6年10月支払分の年金より天引きされる税額から定額減税を行い、控除しきれない場合は、12月支払分以降の税額から順次控除を行います。



＜令和6年度から年金天引きが開始・再開される方＞

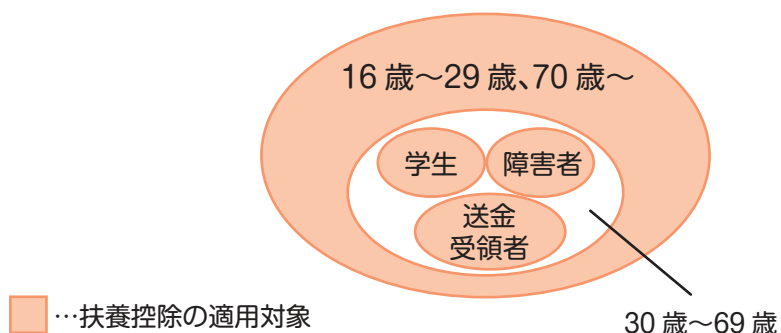
上記の普通徴収（納付書や口座振替等）の場合と同じ方法で実施します。

なお、第2期分でも控除しきれない場合は、令和6年10月分以降の年金より天引きされる税額から順次控除を行います。

○ 国外居住親族に係る扶養控除の見直し（令和6年度課税から適用）

次の者を除き、30歳以上70歳未満の国外居住親族について、控除対象扶養親族から除外することとなりました。【P23・24】

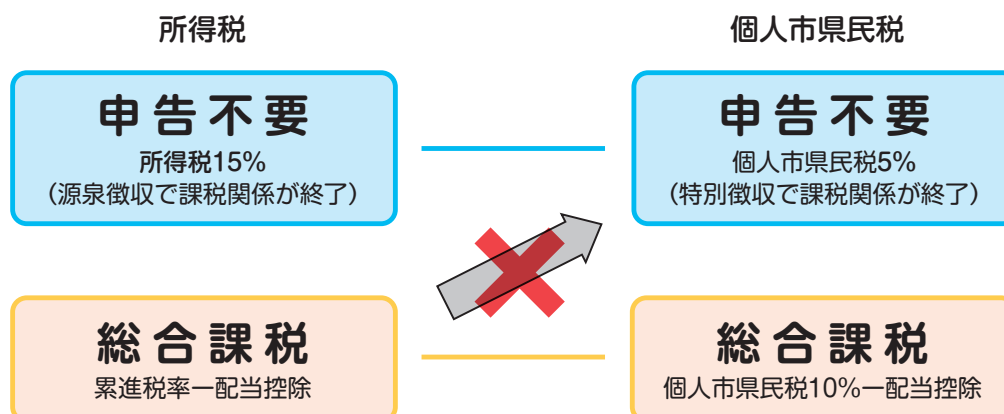
- ・留学により国外居住者となった者
- ・障害者
- ・納税義務者から生活費等に充てる目的で年38万円以上の金銭を受け取っている者



○ 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し（令和6年度課税から適用）

上場株式等の配当所得等については、所得税と個人市県民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、金融所得課税は所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、令和6年度の個人市県民税（令和5年分確定申告）より、課税方式を所得税と一致させる改正がなされました。

この改正により、所得税で申告不要を選択した場合は、個人市県民税でも申告不要となり、所得税の総合課税（分離課税）で確定申告を行った場合は、個人市県民税においても総合課税（分離課税）で申告したこととなり、所得税と個人市県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。【P31】



○ 雑損控除の特例（令和6年度課税から適用）

能登半島地震による災害により、住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人市県民税において、雑損控除の特例を適用することができます。

◆ 固定資産税・都市計画税

○ 一体型滞在快適性等向上事業の特例措置の延長

一体型滞在快適性等向上事業により整備された固定資産について、課税標準の特例割合を2分の1とする措置の適用期限が2年間延長されました。

○ 一定のバイオマス発電設備の特例割合の変更（令和6年度課税から適用）

出力が10,000kW以上20,000kW未満のバイオマス発電設備のうち、木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものについて、課税標準の特例割合を現行の3分の2から7分の6に変更しました。



◆ 森林環境税（国税）

○ 森林環境税の導入（令和6年度課税から適用）

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が導入されます。同税は国税ですが、賦課徴収の便宜を考慮し、市が個人市県民税の均等割とあわせて年額1,000円を賦課徴収します。徴収された森林環境税は、私有林人工林面積や林業就業者数、人口の割合に応じ、森林環境譲与税として国から各地方公共団体に分配されます。

	市民税均等割	県民税均等割	森林環境税	税額の合計
令和5年度	3,500円	2,300円	—	5,800円
令和6年度	3,000円	1,800円	1,000円	5,800円

※東日本大震災を契機として行う防災施策に要する費用の財源を確保するための均等割引上げ（市民税500円、県民税500円の計1,000円）が令和5年度で終了したため、上表のとおり税額の合計は変わりません。なお、「市内に事務所・事業所または家屋敷がある人で市内に住所がない人」については、森林環境税はかかりません。

○ 森林環境譲与税の使いみち

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備およびその促進に関する費用」に充てることとされています。

伊丹市では、令和元～4年度の譲与税を、新庁舎整備事業における内装・外装の木質化等に充当しました。その後は、新庁舎整備事業の外構工事や公共施設等の木質化のために使用される木材に活用する予定としています。



マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）について

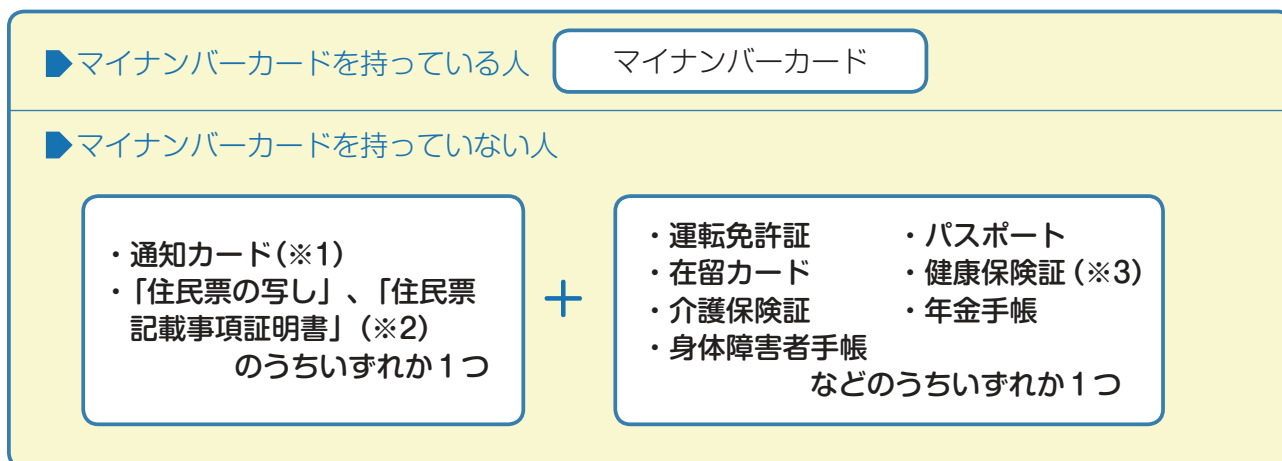
社会保障・税・災害対策分野での効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）として、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されています。

申告書などの税務関係書類を提出する場合は、個人番号や法人番号の記載が必要となります。

◆ マイナンバー利用事務における本人確認

マイナンバー利用事務において、本人確認（正しい個人番号であることの確認（番号確認）と番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認））を徹底しています。これは、なりすましの防止として、マイナンバーが間違っていないかを確認、申請者が本人であるかを確認するための重要な作業ですので、ご理解・ご協力をお願いします。

マイナンバー利用事務について申請書等を提出する際には、下図を参考にいただき、必要書類をお持ちください。



(※1) 通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された住所・氏名等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

(※2) マイナンバーの記載があるものに限りです。

(※3) 郵送で提出の場合は、被保険者等記号・番号等にマスキング（目隠し）を施してください。

◆ マイナンバー等の記載が必要な主な税務関係書類

窓口でマイナンバーまたは法人番号の記載が必要となる主な税務関係書類は次のとおりです。

マイナンバーを記入する申請書等の提出の際には、本人確認が必要となりますので、マイナンバーカード等上記の必要書類をお持ちください。

なお、代理人が申請書等を提出する際は、代理人の身分証明書や委任状等も必要となります。

窓口担当課	事 務	マイナンバー等の記載が必要な 主な税務関係書類
市民税課	個人市県民税・森林環境税事務	市県民税・森林環境税申告書
	法人市民税事務	法人市民税申告書
	軽自動車税事務	軽自動車税減免申請書
資産税課	固定資産税事務（償却資産）	償却資産申告書

